

財務省告示第六十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年十月二十七日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

| | |
|----|--|
| 一 | 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第六十 四回） |
| 二 | 発行の根拠 財政融資資金特別會計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項 |
| 三 | 振替法の適 成債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 |
| 四 | 発行方法 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第五号に規定する簡易生命保 険資金による引受け |
| 五 | 発行額 額面金額 四百九十九億九千万円 |
| 六 | 払込金額 額面金額 四百九十九億九千万円 |
| 七 | 最低額面金額 五万円 |
| 八 | 振替単位 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。 |
| 九 | 発行行 平成十五年十月二十七日 |
| 十 | 発行価格 額面金額百円につき九十九円九 角八銭 |
| 十一 | 利率 年一・九パーセント |
| 十二 | 経過利率 日本郵政公社総裁は、払込金額 の加え、次の算式により算出し |

た金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{37}{365}}$$

十三 初期利子 平成十六年三月二十日を支払期

とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子 毎年三月二十日及び九月二十日を支払い、その日以、前六月間に属する

十五 償還期限 平成三年九月二十日

十六 償還金額 日本銀行

十七 元利支拂所 日本銀行

十八 払込期日 平成十五年十月二十七日